

第18回都市経営会議 平成29年(2017年)12月5日(火)開催

1 宝塚市営霊園事業計画書の策定について

【報告】 環境部

【質疑等】

- ・ 27ページの資金計画において、今後、運営基金を残しつつ、平成36年度以降一般会計からも繰り入れるということは財政当局と協議済みか。
⇒ 協議済みである。
- ・ 一般会計繰入金の金額は固定なのか。
⇒ 一般会計繰入金の内訳としては、現時点で用地費及び進入道路相当額68,000千円、利息分8,000千円を見込んでいる。
- ・ 平成29年度の墓地の販売実績により資金計画が好転すると思われるが、どれほど好転するのか。
⇒ すみれ墓苑及び長尾山霊園合わせて約110,000千円の増となった。このまま計画通り進めば、一般会計からの繰り入れも1年ずれる見込みである。

2 平成29年度補正予算について

【提案】 企画経営部

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 議案第145号も補正予算となるのか。
⇒ 総額は変わらないが、人件費が21千円の増となるため補正予算となる。過去にもこのような例がある。
- ・ 財政調整基金の取り崩し額はこれを踏まえたうえで、どれほどになったのか。
⇒ 378,000千円から480,000千円となったが、12月補正後の積立額は150,000千円ほどある。
- ・ 財政見通し通り進んでいるか。
⇒ 残念ながら進んでいない。

3 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提案】 総務部

【結果】 承認

【質疑等】

- ・ 議員提案、市長提案の整理はどうされているのか。
 - ⇒ 明確な基準はないが、今回については議会とも協議した結果、市長部局が一括で提案し、内容については議会で慎重に審議していただくこととなった。
- ・ 本件では施行日が平成30年6月1日、適用日が平成29年12月1日となっているが、他の一般職の議案については、施行日が平成30年4月1日、適用日が平成29年4月1日となっている。また、国が示す施行日は平成30年4月1日、適用日は平成29年4月1日であるが、この日にちの違いは何か。
 - ⇒ 国の特別職については、秘書官の俸給月額が平成29年4月1日まで遡って適用されるため、適用日を平成29年4月1日としている。また、平成30年度6月期及び12月期の期末手当支給率が改正されたことから施行日を平成30年4月1日としている。一方で、本市においては、市議会議員及び特別職については秘書官の俸給月額改定が関係しないため、適用日を支給基準日である平成29年12月1日とした。また、施行日についても適用日との整合から、支給基準日である平成30年6月1日とした。
- ・ 当該法律が可決されるのはいつ頃か。
 - ⇒ 今般の国会の会期が12月9日までであるため、可決されるとすれば12月9日までである。
- ・ 議員提案、市長提案の整理について、近隣市の状況はどうか。
 - ⇒ 近隣市の状況は把握していない。

4 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 特になし

5 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本件については、給料月額の改定を平成29年4月1日まで遡って適用し、確定拠出型年金掛金のチェックオフ規定の追加及び勤勉手当の標準支給率の改定を平成30年4月1日から施行するものである。
- ・ 27ページ国家公務員退職手当法等の一部改正について、施行期日が平成30年1月1日となっているが、退職手当組合についても同日付の施行という理解でよかったか。
 - ⇒ 現在、退職手当組合で条例改正を検討しているが、施行日を平成30年1月1日と

するか4月1日とするかは未定である。

6 和解することに係る議案の提出について

【提 案】 消防本部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 議会では公平委員会のあり方等について言及される可能性があるが、見直し等は検討されたのか。
⇒ 細かな見直し等を行っていない。
- ・ 不服申し立てが多い印象を受けるが、会議の中には専門家にも入っていただいているのか。
⇒ 重い処分が見込まれる案件については、当初から事前に顧問弁護士のご意見を常にいただきながら進めている。本件についても同様である。
- ・ 本件は懲戒処分の変更としているが、本来であれば処分の取り消し及び再処分の手続きを行うのが通常であると思われる。変更でよいのか。また、委員会への報告は不要か。
⇒ 11月30日に委員会を開催し、処分については処分の取り消し及び再処分の手続きではなく、変更する旨で決定した。
- ・ 地方自治法上、和解は議決案件となっているが、処分に係る案件については議決案件となっていない。今回議決案件とする理由は何か。
⇒ 本件については、単に懲戒処分の変更だけでなく、退職したことを確認するほか、退職手当金支給の内容が和解条項に含まれていたため、議決案件とした次第である。
- ・ 議決案件とする地方自治法の根拠条項は。
⇒ 地方自治法第96条第1項第12号中で、「和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）」とあるが、処分の内容について特に具体的に示されているもの等がないことから、今回の給与債権に係る案件については議決が必要であると判断した。

7 平成29年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）について

【提 案】 市立病院経営統括部

【結 果】 承認

【質疑等】 特になし

8 平成29年（2017年）9月市議会における議員からの要望等について（報告）

【報 告】 企画経営部

【質疑等】

- ・ 各部対応を宜しく願います。

9 エイジフレンドリーシティ宝塚推進本部の設置について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 庁内推進検討会が3ページの資料には記載されていないが、庁内推進検討会の決定事項が推進本部で検討されるという理解でよいか。
⇒ 庁内推進検討会については、エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画策定を主な業務として設置したが、現在は休止状態である。本検討会については、現時点では推進本部の下部組織としては考えていないが、今後、その位置付け等について検討したい。
- ・ 現在の庁内推進検討会を推進本部には充てないという理解でよかったか。
⇒ その通りである。
- ・ ラウンドテーブルにおける行政の立場は、主催者として位置付けられるのか。どのように会議を運営していくのか。
⇒ ラウンドテーブルのコーディネーター役は推進リーダーに担っていただきたいと考えているが、現状では会議運営等の詳細や具体的方法までは決まっていない状況である。今後検討していきたい。
- ・ 推進本部と各部局の関係について、指示・報告となっているが、現実的に可能なのか疑問に感じる。通例の階層のように、推進本部と各部局を結ぶもう一つの部会が必要ではないかと思う。
⇒ そのような組織の設置の是非についても検討したい。
- ・ 要綱第2条(2)の総合調整という表現は適切か。
⇒ 全庁的に取り組む上では、各部局長を含めた推進本部が総合的な調整を担う組織としてエイジフレンドリーシティの推進に取り組まなければならないため、このような表現とした。
- ・ 要綱設置となっているが、市長訓令の方が良いのでは。
⇒ 現在庁内にはいくつかの推進本部があるが、それらと合わせた形で要綱設置とした。

10 宝塚市高齢者福祉計画・第7期宝塚市介護保険事業計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 5ページの6、介護サービスの基盤整備のプライバシーに配慮した多床室の整備とある。国からは個室ユニット型が推奨されているかと思うが、それでもなお多床室の整備を進めることが全国的にも進んでいるのか。また、社会福祉法人もこれに応じた形で進んでいるのか。

⇒ 入所者の経済的負担が大きいことや、実際にプライバシーに配慮した多床室が設置可能であること、多床室であっても県の補助金がもらえること等から、多床室の整備を進めようとするものである。また、ユニット型では人員配置を10人単位で考えなければならないが、多床室であればもう少し緩和されるため、介護人材不足にも対応することとなる。実際に千葉県では公募があったと聞いている。
- ・ 5ページの6、介護サービスの基盤整備の地域密着型通所介護については、整備数を計画に掲げないこととするとの記載があるが、11ページの施策の展開(3)では特にそのような記載がなく、積極性に温度差があるように見受けられる。表現の整合を図る必要があるのではないか。

⇒ 国の方針としては、地域密着型の中の小規模多機能や看護小規模多機能等の定期巡回型にシフトしようとしているため、今回の計画から地域密着型通所介護については一定制限を設けることができることとなった。表現の整合については検討したい。
- ・ 5ページの7、特別給付(配食サービス)については、平成32年度中に終了すると記載されているが、3箇年事業の3年目であることから保険料と事業費をどのように整理されるのか。平成32年度末までとすることは不可能なのか。

⇒ 平成32年度末まで事業を実施すると請求の関係から年度末分については翌年度の保険料で賄わなければならないため、実際の締日は平成32年1月末又は2月末で検討している。
- ・ 事務事業見直しで廃止等が決定している事業については表現に注意すること。
- ・ サービス付高齢者向け住宅の供給過剰による本市財政への影響は。

⇒ サービス付高齢者向け住宅は介護保険上の特定施設としても申請可能であるため、介護費用は発生する。特定施設として申請しなくとも、事業所と併設型になっていることが多いため、そこでもまた介護費用が発生する。さらに、介護度が高い方が入所する割合が高いため、その分介護サービスの需要も増すことから介護費用も増加する。本市への財政的影響は極めて高いものといえる。
- ・ 医療と介護と福祉の連携の観点から、地域包括支援センターを統括するような機関の設置についてはどのように考えているのか。

⇒ 現在は高齢福祉課を通じて保健師等との連携を図っており一定機能しているが、今後そのあたりのあり方については検討する必要があると考えている。また、共生社会の実現から、高齢だけでなく、障害等の他分野とも連携を図りながら機能充実を考えていかなければならないと考えている。
- ・ パブリック・コメントにおいて、ホームページを閲覧できないような高齢者に対する配慮はされているのか。

⇒ 各サービスセンター・サービスステーションに設置するほか、老人クラブ等の高齢者団体に説明する予定である。

1 1 宝塚市特定健康診査等実施計画（第3期）・宝塚市国民健康保険データヘルス計画（第2期）策定に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 2ページの重複・頻回受診者訪問保健指導事業については完全に廃止するのか。医療費の適正化といった観点からは一定必要であると思われるが、そのあたりはどう考えているのか。
 - ⇒ 現計画では指導実施率20%の目標を掲げていたが、実際には6.3%に留まっており、費用対効果の面から廃止を決定したが、新たに服薬適正化勧奨事業等において適切な服薬管理による医療費の適正化を図っていく。
- ・ 概要版4ページ（6）にはジェネリック医薬品への切り替えとの記載があるが、ジェネリック医薬品へ切り替えることで健康推進が図られるのか。
 - ⇒ 先発医薬品と同等の効用を得られるため、ジェネリック医薬品への切り替えによって健康推進が図られる訳ではないが、医療費適正化の観点から記載した次第である。
- ・ 重複・頻回受診者訪問保健指導事業と服薬適正化勧奨事業を並行して実施することは不可能なのか。
 - ⇒ 本来、重複・頻回受診者訪問保健指導事業は対象者が受けたいと思うことによって成り立つ事業であるが、この事業を2年間実施した中で対象者の反応が非常に悪かったこともまた事実である。このような状況を踏まえ費用対効果を勘案したうえで、廃止と決定した。
- ・ 目に見える成果はあがっていないという理解でよかったか。
 - ⇒ 現状、医療費の数値から見ると成果があがっていないと言わざるを得ないが、医療費の増加には様々な要因が絡み合っているため、すぐに成果をあげることが難しい状況にあるのもまた事実である。
- ・ 平成28年度ではなく、平成27年度のデータを使用している理由は何か。
 - ⇒ 直近の法定報告であげているのが平成27年度の数値であるため、それを使用した。